

不就学および特殊就学児童生徒の実態について

青 木 尚 雄

1. 不就学児童生徒の推移

わが国は、世界有数の教育制度がととのった国といわれている。事実、第1表に掲げたとおり、義務教育年齢の6～14歳人口が年々増加する時期においても、不就学児童生徒（児童は6～11歳、生徒は12～14歳の人口をいう。以下同じ）の数は減少の一途をたどり、昭和28年以降、不就学率が1%台に低下し、昭和35年以降は1,000人のうち999人までが就学しているという、ほぼ完全な就学ぶりである。いまこれを、教育制度がおよそ固まったと見られる大正9年、および戦前の標準と見なされている昭和10年と比較するとき、両年次に合わせて6年間だけの義務教育に対する不就学率を計算すればたとえば昭和25年は2.47%に、30年は1.55%に、また39年は1.12%になり、戦前対の改善の跡がさらに瀦然とする。また、古い年次においては、居所不明の児童生徒を不就学者から除いてあるがこれに加えて計算できれば、不就学率の低下はいっそう明瞭になるだろう。

この年次的不就学率の低下は、国勢調査資料においても別途観察できる。第2表のように、もし就学者の死亡率を同一と仮定すれば、明治初年の未就学者、すなわち義務教育さえも受けなかった不

第1表 年次別、不就学児童生徒数（人口1,000対）

年次	学齢(6～14歳)人口	不 就 学 児 童 数	不 就 学 率 (学齢人口 1,000対)	備 考
大正9年	8,897,022	86,548	9.73	} 居所不明による不就学を除く、沖縄を含む。6～14歳人口対6年間義務教育不就学児童。
昭和10年	11,358,094	46,828	4.12	
24	16,136,553	88,333	5.47	} 分母に資料中の学齢人口をそのままに用いる。ただし、昭和27年のみは、同年10月1日現在の学校人口調査の数値を、5月1日現在に補正して用いた。
25	16,350,456	82,249	5.03	
26	16,436,652	58,525	3.56	
27	15,750,016	55,910	3.55	
28	16,237,612	31,348	1.93	
29	17,238,415	33,389	1.94	
30	17,985,610	32,630	1.81	
31	18,425,072	32,265	1.75	
32	18,523,282	30,641	1.65	
33	18,556,369	29,249	1.58	
34	18,418,019	28,057	1.52	} 居所不明を除く。 分母は6～14歳の年齢を積み上げた数値を用いた。したがって資料中の学齢人口と若干相違する。
35	18,376,438	26,998	1.47	
36	18,642,633	27,760	1.49	
37	18,297,318	25,858	1.41	
38	17,350,337	25,030	1.44	
39	16,428,298	24,043	1.46	

資料 戦前の分は文部省年報、各年度により、戦後の分は文部省「学校基本調査報告書」、各年度による。5月1日現在。

学者の割合が3～4割に達し、当時の社会環境を反映して、とくに女においてその割合が高かったものが、大正年間の入学コーホートにおいて1割以下に、さらに昭和年間では男女ともほぼ0.2%の線に低下した状態が看取できる(6～11歳の年齢層で未就学率が高いのは、10月現在すでに6歳に達し、翌年4月に入学予定の児童が含まれているためである)。この資料が1%抽出結果であるため、細かい点の比較分析にたえないうらみがあるが、前表とほぼ軌を一にしているといえよう。

このようにして、第3表に示したとおり、わが国の義務教育年齢における在学率の高さは、アジア諸国をはるかに引離して、西欧文明諸国に

第2表 年齢別、未就学者割合(人口100対)

年 齢	男 女 計	男	女	〔備考〕 入学コーホート
6～11歳	7.2	7.2	7.2	昭30～35
12～14	0.2	0.2	0.2	27～29
15～19	0.2	0.2	0.1	18～26
20～24	0.2	0.2	0.2	13～17
25～29	0.2	0.2	0.2	8～12
30～34	0.2	0.2	0.2	3～7
35～39	0.4	0.3	0.5	大12～昭2
40～44	0.6	0.6	0.7	7～11
45～49	0.9	0.6	1.1	2～6
50～54	1.3	0.8	1.8	明41～大1
55～59	2.2	1.2	3.2	36～40
60～64	3.8	1.9	5.6	31～35
65～69	7.4	2.9	11.6	26～30
70～74	16.5	6.1	24.9	21～25
75～79	30.1	13.0	41.3	16～20
80歳以上	44.6	24.5	54.6	11～15

資料 昭和35年センサス1%抽出集計結果、就学不詳を除く。

第3表 諸外国の在学率および文盲率(人口100対)

国 名	在 学 率				文 盲 率			
	調査年次	男	女	範 囲	調査年次	男	女	範 囲
日 本	1960年	95.1	95.0	6～14歳	1960年	1.0	3.3	15歳以上
フ ラ ン ス	1962	98.5	98.5	5～14	1946	3.2	3.6	14 "
ハンガリー	1960	90.0	90.1	6～14	1960	2.5	3.6	15 "
アメリカ	1960	89.9	90.0	5～14	1959	2.5	1.8	15 "
韓 国	1960	78.2	69.1	7～14	1960	16.6	41.8	15 "
フィリピン	1960	48.5	49.7	6～14	1960	25.8	30.5	15 "
インドネシア	1961	45.1	39.9	5～14	1961	42.8	70.4	15 "
パキスタン	1961	23.3	11.2	5～14	1961	71.1	92.6	15 "

資料 Demographic Year Book 1960～1964 より調査資料のととのった国若干を抜粋。したがってたとえばわが国の在学率が世界で2番目を意味しない。
文盲には半文盲(読みは可能、書きは不能)を含む。

くらべても遜色なく、したがって文盲率は反対にきわめて低く、高い在学率による人間能力向上の効果を物語っている。

2. 不就学児童生徒の現状

しかし、不就学児童生徒が、数においてはわずかとはいえ、現在もなお存在し、かつ1%の線で停滞し、この1～2年、若干ながらも率が上昇きみであることは問題を残す。それは、人口資質の改善人間能力の向上の面からばかりでなく、学習する喜びを得られない子どもの存在に関連するからであ

る。児童憲章には、すべての児童が、「就学のみちを確保され、また十分にととのった教育の施設を用意される」（第6条）し、また「身体が不自由な場合、または精神の機能が不十分な場合に、適当な治療と教育と保護が与えられる」（第11条）とのべられているが、実際問題としては、学校教育法第23条および第39条によって、病弱、発育不全、その他やむを得ない事由のため、就学困難と認められるものに対しては、就学の義務を「猶予または免除」する特例が定められている。昭和39年を例にとれば、就学免除9,666、就学猶予14,377（1年以上居所不明802を含む）、合計はさきの第1表に示したとおり、24,043になる。これが不就学児童生徒といわれるものである。

いま、特定の年次について男女別、児童・生徒別、および免除・猶予別に不就学率を計算すれば第4表のとおりである。まず男女別には、すでに第2表についてものべたように、昭和25年までは女子の不就学率が男子のそれを超過し、しかもとくに生徒の猶予者においていちじるしい。当時の女子就学に対する社会および家庭の相対的軽視を物語るものであろう。そしてこの差異は、あとに示す第5表における「貧困」の問題にもつながる。これはまた、参考表（A）および（B）に掲げたように、就学者の中においても、昭和30年以前には男子よりも女子に長欠者が多い事実、また、長欠理由のうち、経済的事情および家庭の無理解の比重において、女子が男子を上廻る事実からも、間接的に傍証できる。

しかし昭和30年以降は、反対に男子の不就学率が女子のそれよりも多くなり、とくに児童の猶予者において明瞭となる。これは後述の第5表および参考表（C）より推測できるように、心身の虚弱者で就学を延期するものが男子に多いため、死亡率の男女格差と軌を一にする。

第4表 年次別、男女別、児童・生徒別、免除・猶予別、不就学率（人口1,000対）

年次	学齢（6～14歳）計			児童（6～11歳）			生徒（12～14歳）		
	男女計	男	女	男女計	男	女	男女計	男	女
不 就 学 計									
昭和10年	4.12	4.11	4.13						
25	5.03	4.86	5.20	3.61	3.73	3.49	8.08	7.25	8.98
30	1.81	1.93	1.70	2.30	2.43	2.16	0.81	0.88	0.73
35	1.47	1.59	1.34	1.84	2.00	1.67	0.68	0.72	0.64
39	1.46	1.59	1.33	1.85	2.01	1.68	0.86	0.93	0.80
免 除									
昭和10年	1.23	1.25	1.22						
25	0.37	0.39	0.36	0.36	0.40	0.35	0.37	0.36	0.38
30	0.36	0.38	0.34	0.35	0.37	0.33	0.38	0.40	0.36
35	0.50	0.55	0.45	0.54	0.60	0.48	0.41	0.43	0.39
39	0.59	0.64	0.53	0.61	0.67	0.55	0.55	0.59	0.51
猶 予									
昭和10年	2.89	2.86	2.91						
25	4.66	4.48	4.84	3.24	3.33	3.14	7.71	6.89	8.60
30	1.46	1.55	1.36	1.94	2.06	1.83	0.43	0.48	0.37
35	0.97	1.05	0.89	1.30	1.40	1.19	0.27	0.30	0.25
39	0.87	0.95	0.80	1.24	1.34	1.13	0.31	0.34	0.29

資料 第1表に同じ。昭和10年は6年制義務教育のため児童生徒の区別なし。ゴシックは前年度をオーバーしたもの。ただし昭和10対25年は計算の基礎がちがうため特記せず。

つぎに、ふたたび第4表にもどって、児童生徒別に不就学率を見れば昭和30年ごろを境として、それ以前は児童より生徒において高かったものが、それ以後は男女免猶ともに中学に進むにしたがって不就学率が低下する傾向が見られる。これは、後述の特殊就学奨励措置充実の効果を示すものであるが、昭和35年の生徒不就学者が実数において停滞、率においてやや反騰している事実は、特殊教育の「質的」充実がかならずしも理想的に進んでいないことを物語るものであろう。この反騰が、就学猶予よりも免除によっていること、また参考表(D)に示したように、小中学校就学者における疾病異常罹患率が、年齢経過によって改善の可能性のある身体虚弱を除き、おおむね児童よりも生徒に高い実状は、軽症障害者はとりあえず普通校に併置する特殊学級の増設によって、より多く収容する態勢は進んだものの、就学に人手を要する重症障害者に対しては、質的に教育効果の高い反面、人的物的に経費を要する専門の養護学校を設置することのむずかしさを示すものといえよう。

ちなみに、昭和39年の都道府県別不就学率と、昭和37年の都道府県別1人あたり実質分配所得¹⁾との相関を計算すれば、単純相関係数は児童において(一)0.3145、生徒において(一)0.5246となり、とくに生徒において所得が低い府県ほど不就学率が高くなる様相を示し、10

県にのぼる養護学校未設置府県の所在を推察することができる。

さらに、免除・猶予別に第5表を見れば、さきにもふれたように不就学率の年次低下が主として猶予の減少によること、一方最近の低下停滞が免除の反騰によることが再指摘できる。免除においてこの前年度対増加のいちじるしいのは、昭和35年の児童と昭和39年の生徒である。いわば同一入学コー

参考表(A) 年次別長欠率(%)

年次	小 学 校		中 学 校	
	男	女	男	女
昭和28年	1.40	1.48	3.66	3.85
30	0.99	1.00	2.62	2.66
35	0.72	0.66	1.37	1.28
39	0.58	0.50	1.12	0.93

資料 昭和28年は文部省「公立小中学校長期欠席児童生徒調査」昭和28年により、昭和30年以降は第1表に同じ。すべて年齢別でなく小・中学校在学者別の計算による。長欠とは前年度に連続か否かをとわず、合計50日以上欠席したこと。

参考表(B) 長欠の理由分布

理 由	昭 和 28 年				昭和39年	
	小 学 校		中 学 校		小学校	中学校
	男	女	男	女		
病 気	42.6	40.4	16.5	17.4	67.8	40.3
経済的事情	11.6	15.3	25.0	29.7	7.4	16.7
家庭の無理解	23.0	27.3	26.6	30.5	24.8	43.0
そ の 他	22.8	17.0	31.9	22.5		
合 計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
実 数	78,210	80,557	90,791	90,988	54,083	66,388

資料 参考表(A)に同じ。昭和39年は男女別なし。

参考表(C) 年次別、年齢超過者在学率(%)

年次	小 学 校		中 学 校	
	男	女	男	女
昭和28年	0.67	0.62	2.14	1.98
30	0.41	0.39	1.56	1.42
35	0.25	0.22	0.67	0.60
39	0.19	0.16	0.54	0.47

資料 第1表に同じ。年齢超過は小学校における12歳以上、中学校における15歳以上をいう。したがって学年別にすべての年齢超過を含むものではない。

1) 館 稔、伊藤秋子「1948~1962年推計都道府県別分配所得」昭和40年度、厚生科学研究のうち「人口変動と国民生活に関する研究」資料(1)、昭和41年5月。

参考表(D)

年次別, 疾病異常被患率(一般検診による, %)

年次	弱視		難聴		運動機能障害		精神薄弱		身体虚弱	
	児童	生徒	児童	生徒	児童	生徒	児童	生徒	児童	生徒
昭和25年	0.46	0.68	0.44	0.60	0.31	0.25	0.24	0.14	0.52	0.42
30	0.46	0.87	0.45	0.77	0.36	0.35	0.34	0.33	0.66	0.43
35	0.21	0.42	0.53	0.70	0.33	0.35	0.83	0.81	0.46	0.30
39	0.25	0.35	0.43	0.44	0.28	0.29	1.38	1.75	0.27	0.26

資料 文部省「学校保健統計調査」各年度、昭和25年のみは年齢別でなく小・中学別、いずれも特殊学級を含む。弱視は両眼とも矯正視力0.04以上0.3未満、難聴は20デシベル聴取不能。

第5表 入学コホート別, 年齢別, 不就学率(人口10万対)

コホート	年齢	6歳	7	8	9	10	11	12	13	14
昭和21年 入学コホート	年次	(昭21)	(22)	(23)	(24)**	(25)**	(26)	(27)△	(28)*	(29)*
	不就学実数				2,735	3,030		3,461	1,810	1,449
	不就学率				160.3	180.3		204.8	107.1	86.1
	うち免除 猶予				27.5	24.9		21.0	39.9	43.4
昭和26年 入学コホート	年次	(昭26)**	(27)△	(28)*	(29)*	(30)	(31)	(32)	(33)	(34)
	不就学実数	20,257	5,841	2,461	1,602	1,289	1,211	1,345	1,234	1,182
	不就学率	1107.7	379.8	137.7	89.5	72.0	68.0	76.1	69.9	67.0
	うち免除 猶予		46.4	36.8	34.1	30.8	32.2	40.6	39.8	39.4
昭和31年 入学コホート	年次	(昭31)	(32)	(33)	(34)	(35)	(36)	(37)	(38)	(39)
	不就学実数	16,171	4,515	3,076	2,418	2,027	1,876	1,953	1,952	1,936
	不就学率	679.2	189.9	129.5	101.9	85.5	79.3	82.7	82.6	82.0
	うち免除 猶予	45.4	48.3	51.0	50.4	47.8	46.1	49.9	53.2	49.2
		633.8	141.6	78.5	51.5	37.7	33.2	32.7	29.4	32.8

資料 第1表に同じ。空欄は資料なし。率計算のうち **は学年在籍者, *は就学・不就学累計, △は学校人口調査による分母を用う。ゴチックは中途の高まりの所在を示す。

ホートに属する世代であって、いまこころみに、昭和31年入学コホートを年齢経過とともに追跡し他の若干のコホートと比較すれば、第5表のようになる。

各コホートを通じて、入学当時多かった不就学者数も不就学率も、年齢が高まるとともに急速に低下する。それは猶予者が学年をずらして入学できるからである。しかし免除の減少は比較的ゆるやかで、かつ12歳、すなわち中学入学時にむしろ増加する。これは特殊就学施設、とくに中学のそれが人口増加に追いつけないことを想像させる。結局、昭和26年入学コホート(すなわち昭和19年生まれ)にくらべ、昭和31年入学コホート(すなわち昭和24年生まれ)の不就学率が年齢後半においてむしろ増加するのは、前者が170万台の人口であるに比し、後者がベビー・ブーム時代の230万台の人口を擁し、普通校の増設に経費をとられ、猶予(特殊学級に吸収可能)の低下には効果をあげたものの、免除(重症で養護学校を必要とするもの)の解消までは手がまわらない状況をうかがわせる。そ

して、戦後9年にのびた義務教育年限は、とくに中学期にしわ寄せを受けているといえるだろう。

不就学児童生徒の不就学理由を見れば、第6表のとおりである。貧困による不就学は、昭和27年度に32%を占め、とくに生徒の女子に多かったが、生活水準の上昇とともに昭和30年以降解消した。盲およびろうによるものは、戦前からの盲・ろう学校施設の存在によって、各年次を通じて少ないが、昭和35年以来、猶予に少率を残すのみとなり、それも生徒のころにはほとんどネグリジブルになっている。身体虚弱は昭和39年にまだ不就学の20%を占めるとはいえ、児童期の猶予に集中し、年齢延期によって就学繰こみが見こまれ、戦後の保健衛生状態の改善を反映しているが、昭和35年以来、わずかではあるが免除の率が増大し、重症病臥児の教育施設の不足をうかがわせる。不就学率のもっとも多いのは、精神薄弱と肢体不自由で、昭和39年それぞれ不就学の44%および21%を占め、しかも免除が猶予とほぼ同等の比重をもつが、とくに精神薄弱は、その年次的不就学率の増加がいちじるしく、児童では昭和27年以来10数年で約2倍の堆積を示す²⁾。厚生省の実態調査を見れば、年々精神薄弱その

第6表 年次別、不就学の理由別、不就学率（人口10万対）

	年次	合計	盲（弱視を含む）	ろう（難聴を含む）	肢 体 不 自 由	精神薄弱	虚弱（病弱を含む）	貧 困	そ の 他
男	昭和27年	359.9	5.4	15.3	32.0	42.8	82.8	100.7	80.9
	30	192.9	2.2	4.4	30.0	44.3	87.7	—	24.2
	35	159.4	1.3	3.3	33.7	60.8	43.0	—	17.3
	39	158.7	0.8	1.7	33.7	30.4	30.4	—	20.7
女	昭和27年	350.0	4.8	12.3	29.4	34.4	78.6	127.2	62.9
	30	169.6	1.9	3.7	26.6	39.9	80.8	—	16.6
	35	133.8	1.3	2.5	28.6	50.7	37.6	—	13.1
	39	133.4	0.8	1.3	29.1	57.4	27.9	—	16.5
見 童	昭和27年	293.4	5.6	16.6	37.4	41.9	106.3	28.1	57.5
	30	229.7	2.2	4.7	36.5	50.8	114.2	—	21.3
	35	183.8	1.3	3.3	39.6	68.0	53.0	—	17.6
	39	185.0	1.1	2.5	40.7	80.5	40.1	—	20.0
生 徒	昭和27年	484.8	4.0	8.7	16.5	31.6	27.0	294.3	102.7
	30	30.6	1.7	3.0	11.3	23.9	21.9	—	13.8
	35	68.3	0.4	0.9	13.2	30.0	13.4	—	10.3
	39	86.4	0.3	0.5	17.1	39.8	12.1	—	16.6
免 除	昭和27年	51.4	2.8	6.2	12.0	17.2	8.9	—	4.3
	30	35.7	0.4	0.7	9.3	15.0	6.4	—	3.9
	35	50.0	—	—	13.4	24.4	6.9	—	5.3
	39	58.8	—	—	15.7	31.0	7.0	—	5.1
猶 予	昭和27年	303.9	2.2	7.9	18.7	21.5	71.9	113.9	67.8
	30	145.7	1.6	3.5	19.0	27.1	77.9	—	16.6
	35	96.6	1.3	2.9	17.8	31.5	33.4	—	10.0
	39	87.4	0.8	1.7	15.7	33.5	22.1	—	13.6

資料 第1表に同じ。

2) 厚生省児童局「精神薄弱児実態調査」昭和34年は、昭和27年度出生の不就学児を調査対象とし、不就学児中、IQ75未満のもの63%と報告しているが、範囲を重度・中度（IQ50以下にあたる）にかぎれば42%となり、第6表の昭和35年度の精神薄弱児割合38%（24.4+31.5/50.0+96.6）にはほぼ一致する。

参考表(E) 精神薄弱者の年齢別不就学割合

年 齢	白痴・痴愚の精神薄弱者数	うち不就学者の割合
45歳以上(大正期の入学)	19	64%
25~44歳(戦前の入学)	89	46
15~24歳(戦後の入学)	31	26
10~14歳(現在生徒期)	45	16

資料 厚生省公衆衛生局「精神衛生実態調査」昭和38年による。不就学には小学校中退を含む。0~9歳には未就学を含むため省く。精神薄弱者は白痴・痴愚(IQ50以下)にかぎっている。

ものが増加している証在はない³⁾。むしろ減少の途をたどっているといっている。だとすれば、第6表における精神薄弱不就学率の増加は、重症教育施設の絶対的不足によるものと推論できよう。昭和38年の厚生省調査結果⁴⁾から改算すると、参考表(E)のように、戦前から戦後にかけて、精神薄弱者の不就学割合は一貫して低下してきた。しかし今にして

精神薄弱教育施設の拡充を行なわないならば、将来の不就学割合がひきつづき反騰しかねまい⁴⁾。

3. 特殊校就学児童生徒

障害がきわめて重いために、就学の機会にめぐまれていないものが、叙上の不就学児童生徒であるが、本来、学校教育法第71条によって、盲者(強度の弱視を含む)、ろう者(強度の難聴者を含む)、または精神薄弱者、肢体不自由者もしくは病弱者(身体虚弱者を含む)は、それぞれ盲学校、ろう学

第7表 年次別、特殊校就学率および特殊校就学割合

	年 次	合 計		盲 学 校		ろ う 学 校		養 護 学 校	
		児 童	生 徒	児 童	生 徒	児 童	生 徒	児 童	生 徒
実 数	昭和27年	9,258	4,976	1,773	1,383	7,350	3,530	135	63
	30	10,243	6,353	1,771	1,525	8,288	4,711	184	117
	35	14,117	7,572	2,246	1,545	9,324	4,422	2,547	1,605
	39	15,855	12,420	2,345	2,114	7,666	5,236	5,934	5,070
就 学 率 (人110万対)	昭和27年	87.6	98.2	16.5	27.3	69.8	69.6	1.3	1.2
	30	84.2	109.0	14.6	26.2	68.1	80.9	1.5	2.0
	35	112.8	129.1	18.0	26.3	74.5	75.4	20.4	27.4
	39	158.8	192.7	22.4	32.8	76.8	81.3	59.6	78.7
就 学 割 合 (%)	昭和27年	22.8	16.8	74.7	87.3	80.5	88.9	0.6	1.2
	30	26.8	57.5	87.0	93.8	93.7	96.5	0.7	3.0
	35	38.0	65.4	91.0	98.3	95.1	98.8	10.3	30.3
	39	46.2	69.0	95.3	99.1	96.8	99.4	25.3	50.9

資料 第1表に同じ。年齢別(6~11歳および12~14歳)に再編成。

就学割合はたとえば盲学校は、盲学校在学/盲を理由の不就学+盲学校在学×100。ただし養護学校には第6表の精神薄弱、肢体不自由、虚弱、およびその他(ただしこのうち教護院、少年院在院および居所不明を除く)を理由とする不就学+養護学校在学を分母にとり、合計にはすべての不就学をとっている。

3) 厚生省「精神衛生実態調査」昭和29年、および厚生省公衆衛生局「わが国における精神障害の現状—昭和38年精神衛生実態調査」1965年によれば、白痴・痴愚以下の精神薄弱者の人口1000対有病率は、同じ18歳未満の年齢において、前者(昭和29年)は8.0、後者(昭和38年)は6.3となり、低下の傾向にある。

4) なお、身体障害者については、厚生省社会局「身体障害者実態調査」昭和40年(速報)によれば、未就学児を除く18歳未満の障害児のうち、免除17.7%、猶予4.5%、不就学割合合計22.2%。

校、または養護学校において特殊教育を受けられる筋合いのものであり、事実、このような特殊校就学児童生徒数は、第7表に示したとおり、年々増加している。

盲およびろう学校については、前にものべたように戦前より施設が存在し⁵⁾、就学割合も年々高まり、最近ではほぼ100%に近い就学成績で、前掲の第6表に示したように、昭和35年来以、盲、ろうの不就学者は、猶予においてわずかを残すのみとなっている。この就学割合の高さは、とくに盲学校においては、全盲ばかりか、弱視をも収容しているという施設の余裕度からもうかがわれる⁶⁾。

しかし、養護学校については、学校教育法第74条で、一応都道府県に設置義務が課されているとはいえ、同第93条により、その施行期日は政令で別に定めることとされ、その施行期日を定める政令が未公布のため実際にはこの設置義務は履行されていない。文部省の資料によれば、昭和40年春現在、養護学校設置状況は参考表(F)のとおりである。これによれば、3種類の養護学校のうち

参考表(F) 養護学校の現状

養護学校の種類	設 都 道 府 県 数	学 校 数	就 学 者 数
合 計	41	130	13,923
肢 体 不 自 由	31	47	7,581
精 神 薄 弱	9	58	4,503
病 弱	16	25	1,839

資料 文部省「心身障害児の判別と就学指導」昭和40年10月および文部省初等中等教育局特殊教育課「特殊教育資料」昭和40年度。就学者数には小学部、中学部のみ（ただし年齢超過を含む）を掲げ、幼稚部、高等部を除く。

1種さえも設置しない府県が5（昭和39年においては10）を数え⁷⁾、そのため第7表における就学割合は、昭和39年で児童は約1/4、生徒はほぼ半数にしか達していない。

これを入学コーホート別に観察すれば第8表のとおりで、年々改善の跡は見られるものの、就学割合が60%台に停滞し、その原因が養護学校増設の立ち遅れにあることが改めて推察される。

さらに、養護学校就学の理由別に見れば第9表のとおりで、各年次とも精神薄弱者の不就学率が多い割合に就学率が低く、したがって就学割合が他を下まわる。これに次いで、病院・療養所施設に経費を要する重症虚弱者の就学割合が低い。

4. 特殊学級就学児童生徒

特殊教育には、特殊校のほか、特殊学級の教育がある。学校教育法第75条は、普通の小学校、中学校の内部に、精神薄弱者、肢体不自由者、身体虚弱者、弱視者、難聴者、その他の心身故障者（たとえば言語障害者）等のために特殊学級を置くことができると規定している。このように特殊学級は任意設置制であり、また特殊学級において教育すべき障害者の程度については、法令上特に定めはないが、常識的には、重症者（学校教育法施行令第22条の2.による区分）は独立の盲・ろう・養護学校など特殊校施設に、軽症者で普通学級と分けて教育する程度でこと足りるものを取りあえず特殊学級に収容するものと解されている。しかし養護学校が不足している現況においては、当分の間、文初特第380号の通達によって、この軽症学級が、重症養護施設の代行をしている。

特殊学級は、第10表に示すように、戦前から独立特殊校設置までの補間の役を果たし、現在もなお増加している。この意味においても、また1学級当りの人数が少なくなって、教育の眼が行きとどき

5) 文部省「大日本帝国文部省第63年報」昭和14年7月によれば、昭和10年度における就学年齢の盲・ろう児数は8,952、うち就学するもの4,072、したがって就学割合45.5%となる。

6) 文部省「学校保健統計調査」昭和39年度によれば、同年度の盲学校（ただし4～19歳）における弱視割合30.03%、ここにいう弱視とは両眼とも矯正視力0.04以上0.3未満（2メートル指数）のこと。

7) 同じ資料によれば、養護学校教員のうち、特殊教員免許状所有者の割合はわずか31.6%。

第8表 入学コース別、年齢別、特殊校就学率（人口10万対）および特殊校就学割合

コース	年 次	年 齢								
		6 歳	7	8	9	10	11	12	13	14
昭和21年 入学コース	年 次	(昭21)	(22)	(23)	(24)**	(25)**	(26)	(27) _△	(28)*	(29)*
	就学実数				911	948		1,771	1,788	1,811
	就学率				53.4	55.8		104.8	105.8	107.5
	うち 盲・ろう学校 養護学校 就学割合(%)				53.0	54.8		104.0	104.9	106.2
昭和26年 入学コース	年 次	(昭26)	(27) _△	(28)*	(29)*	(30)	(31)	(32)	(33)	(34)
	就学実数		1,022	1,584	1,705	1,831	1,859	2,065	2,169	2,251
	就学率		63.2	88.7	95.2	102.3	104.4	116.9	122.8	127.5
	うち 盲・ろう学校 養護学校 就学割合(%)		62.7	86.9	93.2	100.2	100.9	108.3	108.3	109.3
昭和31年 入学コース	年 次	(昭31)	(32)	(33)	(34)	(35)	(36)	(37)	(38)	(39)
	就学実数	1,543	1,977	2,404	2,713	2,784	3,023	3,707	4,089	4,402
	就学率	64.7	82.7	101.2	114.3	117.5	127.7	156.7	173.0	186.5
	うち 盲・ろう学校 養護学校 就学割合(%)	63.6	78.0	88.3	95.1	96.4	99.2	108.7	109.9	111.7
		1.1	4.7	12.9	19.2	21.1	28.5	48.0	63.1	74.8
		8.7	30.8	43.9	52.9	57.9	61.7	65.5	67.7	69.5

資料 第1表に同じ。注も第5表に同じ。特殊校就学割合のの意味は第7表に同じ。

第9表 年次別、理由別、養護学校の特殊就学率（人口10万対）および特殊就学割合

年次	理 由	児 童					生 徒				
		小 計	肢 体 不自由	精神薄弱	虚 弱	その他	小 計	肢 体 不自由	精神薄弱	虚 弱	その他
昭和 30年	不 就 学 率	222.8	36.5	50.8	114.2	21.3	75.9	11.3	23.9	21.9	18.8
	就 学 率	1.5					2.0				
	就学割合(%)	0.7					3.0				
35	不 就 学 率	178.2	39.6	68.0	53.0	17.6	66.9	13.2	30.0	13.4	10.3
	就 学 率	20.4	10.9	5.0	4.5	—	27.4	7.9	13.9	5.5	—
	就学割合(%)	10.3	21.6	6.8	7.8	—	30.3	37.4	31.7	29.1	—
39	不 就 学 率	181.3	40.7	80.5	40.1	20.0	85.6	17.1	39.8	12.1	16.6
	就 学 率	59.6	38.3	13.2	8.1	—	78.7	29.4	55.0	13.2	—
	就学割合(%)	25.3	48.5	14.1	16.8	—	50.9	63.4	47.5	52.2	—

資料 第7表に同じ。就学割合の意味も第7表に同じ。ただし、盲・ろうを除き、養護学校関係のみについて、したがって率は第7表に一致しない。昭和30年の特殊就学の理由別は不明。理由別の「その他」を除けば、小計の不就学率は若干低まり、したがって特殊就学割合は若干高まる。

つつある点においても、特殊教育が向上している証左になるが、まだ教師1人に10人の生徒といった状況で、北欧諸国のように生徒1人に教師1.5人の理想境にはほど遠い。

それはとにかく、第11表に見られるように、年次的に人口に占める特殊学級就学率は、年々飛躍的

第10表 年次別, 特殊学級数および在級者数

年次	学級数		在級者数		1学級当り在級者数	
	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校
昭和15年	209					
20	511		18,201		35.6	
25	602	49	17,451	1,655	29.0	33.8
30	930	242	20,497	3,983	22.0	16.5
35	2,029	909	24,406	10,441	12.0	11.5
39	4,664	2,365	45,848	24,719	9.8	10.5
40	5,484	3,043	51,445	30,224	9.4	9.9

資料 文部省「学校基本調査報告書」各年度, および, 文部省「特殊教育資料」昭和40年度. 在級者数には年齢超過を含む.

第11表 年次別, 理由別, 特殊学級就学率(人口10万対)および特殊学級就学割合

		年次	合計	理由別					
				盲	ろう	肢 不 自 由	精神薄弱	虚 弱	その他
特殊学級就学率	児 童	昭30	168.5	0.2	0.6	3.4	45.0	38.2	31.2
		35	195.1	0.3	0.8	15.2	140.3	32.9	5.7
		39	459.2	0.9	3.6	18.2	397.7	33.9	4.9
	生 徒	30	68.4	0.3	0.1	1.4	43.0	9.6	14.1
		35	177.9	0.2	0.2	11.5	144.6	15.3	6.0
		39	383.8	0.8	0.9	10.6	351.7	16.0	3.8
特殊学級就学割合	児 童	30	99	1	1				
		35	91	2	1	58	97	88	100
		39	89	4	4	32	97	81	100
	生 徒	30	97	1	0				
		35	87	1	0	59	91	74	100
		39	83	2	1	27	91	55	100

資料 第7表に同じ. 就学割合の意味は特殊学級在級/特殊校在学+特殊学級在級×100.

ただし, 特殊学級の資料は, 小・中学校別(年齢超過を含む)で厳密には児童・生徒別と云えないから割合の計算を簡略にとどめた.

に上昇した。わが国のきわめて高い義務教育就学率のかけには、いままで心身障害者の大部分が、やむを得ず一般の小・中学校の普通学級に在級し、適切な特殊教育を受けられなかったという問題がひそんでいた。このように、普通学級におしこまれていたいわゆる「お客さん」（ただ通学するだけで学業からとり残される精薄その他）が、特殊学級に移され、他の障害児とともにその欠陥に合った同一レベルの教育を受ける機会にめぐまれはじめたことが想像される。

しかし、理想を追う立場からいえば、重症者教育施設優先、すなわち特殊校も特殊学級もともに増加しながらも、前者の増加の方がより多いことが望ましい。第12表において、特殊校に対する特殊学級の比重が年々低下傾向にあるとはいえ、その速度が緩慢であり、とくに精神薄弱児教育において停

第12表 年次別、不就学率および特殊就学率（人口10万対）

		総 数			うち 養護学校関係		
		昭和30年	35	39	30	35	39
児 童	不 就 学 率(1)	229.7	183.8	185.0	222.8	178.2	181.3
	特殊校就学率(2)	84.2	112.8	158.8	1.5	20.4	59.6
	特殊学級就学率(3)	168.5	195.1	459.2	167.7	194.0	454.7
	(2)+(3)	252.7	307.9	618.0	169.2	214.4	514.3
	(1)+(2)+(3)	482.4	491.7	803.0	392.0	392.6	695.6
生 徒	不 就 学 率(1)	80.6	68.3	86.4	75.9	66.9	85.6
	特殊校就学率(2)	109.0	129.1	192.7	2.0	27.4	78.7
	特殊学級就学率(3)	68.4	177.9	383.8	68.0	177.5	382.1
	(2)+(3)	177.4	307.0	576.5	70.0	204.9	460.8
	(1)+(2)+(3)	257.0	375.3	662.9	145.9	271.8	546.4

資料 第1表に同じ。不就学、特殊校就学については年齢別、特殊学級就学については小・中学校別（年齢超過を含む）。

第13表 養護児童・生徒の障害の程度別、就学割合（人口1,000対、昭和39年）

		児 童	生 徒
重症と思われるもの	不 就 学 率	1.31	0.86
	養 護 学 校 就 学 率	0.60	0.79
	合 計	2.41	1.65
	就 学 割 合	25%	51%
軽症をも含む場合	普 通 校 被 患 率 ¹⁾	19.3	23.0
	養 護 学 校 被 患 率 ²⁾	0.61	0.68
	合 計	19.91	23.68
	養護学校・特殊学級就学率	5.14	4.61
	就 学 割 合	26%	19%

資料 第1表に同じ。ただし特殊学級は、小・中学校別。

1)は参考表(D)における運動機能障害、精神薄弱、身体虚弱の率の合計。

2)は同じく学校保健統計における養護学校の前記3種の率の合計を人口対に改算したもの。

と思われる障害児の就学割合に対し、下段の軽症をも含む障害児のそれがとくに生徒において格段に低く、特殊学校の増設によって、特殊学級にやむを得ず在級中の重症者を移動させる一方、特殊学級そのものをも拡充して、軽症障害者の特殊学級収容をはかり、均質化した症状のものに対する有効な教

滞していること⁸⁾、また、「その他」、すなわちたとえば言語障害といった教育未開発分野においては、独立特殊校がほとんど手をつけられていないことが注目される⁹⁾。

とはいえ、現状では、次善の策ながら、引きつづき特殊学級のなお一層の拡充と内容の充実が望まれる。第12表に見られるように、特殊学校と特殊学級とを合わせた特殊就学率は、昭和35年を境にして急増し、つまりそれだけ障害児収容の適用範囲が広がられ、重症ばかりか軽症にも特殊教育の機会が及んでいることをうかがわせるが、第13表のようにおよその試算を行なえば、上段の重症

8) なお前述参考表(D)における精神薄弱児童生徒の年次的増加は、精薄そのものの発現が増加したのではなく、不就学精薄の特殊学級就学が増加したことによる。就学増加それ自体は結構なことであるが、特殊校への就学が停滞していることの傍証にならう。

9) 文部省初等中等教育局特殊教育課「特殊教育資料」昭和40年度によれば、言語障害特殊学級数17、在級者数163、これに対し、厚生省社会局「身体障害者実態調査」昭和40年(速報)によれば、18歳未満の音声、言語機能障害者数推計13,100名。

育の必要性を痛感させられる¹⁰⁾。

この問題の必要性は、つぎの参考表 (G) および (H) から間接的にうかがわれる。すなわち現在の特殊学級には、学校教育法施行令第22条によって、本来ならば養護学校に移籍すべき中度重度の精神薄弱児 (白痴および痴愚, I Q50未満) を、養護学校増設がのびるまでとりあえず何割か収容せざるを得ない状態にあること、また、一方、学力の均等に困難を来している原因の一端は、特殊学級の収容力が限られているため、小・中学校の普通学級に軽度心身障害者が混在していることによると推察してもむりではない¹¹⁾。

参考表 (G)

精神薄弱特殊学級在級者の知能指数

I. Q.	小学校	中学校
～ 40	9.1	10.8
41 ～ 50	11.3	15.0
51 ～ 60	17.4	24.4
61 ～ 75	37.4	34.2
76 ～	19.9	12.0
測定不能	3.0	2.4
不明	1.9	1.2
合計	100.0	100.0
調査実数	27,823	13,544

資料 文部省「特殊学級(精神薄弱者)実態調査」昭和37年度。

心身障害者を普通学級にとどめ、学業から脱落させたり、また重症者を特殊学級に仮収容して「その欠陥を補うために必要な知識技能を授け」(学校教育法第71条)ないことは、本人の不幸はもとより、労働力の損失でもある。参考表 (I) に示したように、教育の改善と、戦後の高度成長による労働力需要の上昇によって、年々中卒者における無業者および進路不詳の率は低下しているとはいうものの、昭和35年以

参考表 (H) 学力テストの得点

得点	小学6年		中学3年	
	国語	算数	国語	数学
50以上	72.1	49.2	68.9	33.1
40～49	15.6	17.2	12.9	16.9
30～39	6.6	10.0	10.2	18.5
20～29	4.6	12.6	6.2	20.7
10～19	0.8	6.4	1.4	9.8
10未満	0.3	4.6	0.4	1.0
合計	100.0	100.0	100.0	100.0
平均	61.2	48.8	59.0	31.5

資料 文部省「全国小(中)学校学力調査」昭和37年度、特殊学級を除く。

参考表 (I) 中学校卒業後の状況

年 度	卒業生総数	無業者の率(%)	不詳の率(%)
昭和25年	1,586,487	12.0	1.7
30	1,662,959	8.9	1.4
35	1,770,291	5.7	0.7
39	2,426,802	4.4	0.6

資料 第1表に同じ。昭和39年は「不詳」が「その他」に変更。各年度とも特殊学校を除き、特殊学級を含む。

10) 文部省の方針によれば、昭和39年から10年計画で特殊学級増設計画を立て、すべての市町村に、その人口規模に応じて、最低小・中学校1学級以上併設の基準を設けている。この計画が完成すれば、かりにいま昭和40年センサスの人口階級別市町村数を基礎として試算を行えば、小・中学校にそれぞれ同じく6,880学級、合計13,760学級となり、昭和39年度の7,029学級がほぼ倍増となることが予測される。

11) なお、参考表 (A) および (B) における昭和39年の病気による長欠率 (%) を計算すれば、小学校、中学校それぞれ0.36および0.38となり、参考表 (D) における身体虚弱の率それぞれ0.27および0.26をやや上回る程度となる。年間50日以上(7週以上にあたる)の欠席は、学校教育法施行令別表1の年間授業日数(35週)からみれば1/5にあたる。

降やや停滞ぎみとなっていることも、これと全く無関係ではあるとはいえない¹²⁾。

5. 精神薄弱および肢体不自由者の発現率

なお参考までに、在来の資料を用いて、学齢における精神薄弱児および肢体不自由児の発現率の推計を第14表に付け加えておく。いままでの発現率は、昭和28年の文部省実態調査を基礎とするため、やや古いうらみがあるからである。

これによれば学齢期の精神薄弱者は、児童で約1.5%、生徒で約1.8%、昭和39年の実数にして合計26万5千となる。一般にいわれている児童人口対3%よりは少ないが、それでも普通校に児童では1.0%、生徒では1.4%の混在が推測され、とくに中度障害の比重が高い。特殊学級拡充の必要なゆえんである。また、学齢期の肢体不自由者は、児童・生徒ともに約0.4%弱、実数にして5万7千ほどになる。ここにおいても中軽度障害の9割以上が普通校に依存している¹³⁾。

なお、生徒では精薄・肢体不自由ともに重症の半数近くが個人的家庭的困難をおかして普通校に通っている計算になる。養護学校、とくに重症のための宿舍や設備をそなえたその拡充が必要なゆえんであろう¹⁴⁾。

12) 総理府統計局「労働力調査」昭和39年によれば、非労働力2,408万のうち、120万(5.0%)は家事、通学、病気、老齢等によらず、「その他」の理由による。

また、心身障害者の就労率については、前記「精神薄弱者実態調査」昭和36年では継続就労38.7%、「身体障害者実態調査」昭和40年(速報)では就業39.1%、一方「特殊学級実態調査」昭和37年では、特殊学級を卒業した精神薄弱者のうち68.6%は就職している。それがこのように成人になると就業率が半減するのであるから、適性訓練の問題も残されている。

13) いま、かりに複合障害の控除分を無視して、かつ1学級当り10人収容の特殊学級に、第14表の中症・軽症のすべてを収容することにすれば、精薄では小学9,208、中学8,287、肢体不自由では小学2,501、中学1,520、これらの合計約21,500学級を要することになり、精薄と肢体不自由だけで昭和40年度の学級数7,800(第10表のうち、精薄および肢体不自由学級数)の3倍を要し、注10)の10年後の増設計画13,800学級でも不足する計算になる。

14) なお、家庭環境による子どもの不就学率を見れば、別表のとおりで、父親が「その他の就業者」(家内労働者など)および「不就業者」において高く、「父のない児童」(母子家庭)において低く、世帯の経済状態や教育熱意に左右される面もあることがうかがわれる。同表の右欄に見られるように、父親の年齢構成が異なるため、子どもの年齢もかならずしも同一でなく、したがってたとえば小学の割合の低い「その他の職業」および「不就業者」は、もし児童の年齢構成を同一にすれば、さらに不就学率が高まるだろう(第4表に示したとおり、児童の不就学率は生徒のその約3倍)。

父の従業上の地位	不就学率(%)	就学者のうち小学の割合(%)
農 林 業 主	0.24	58.2
非農林業主	0.44	58.0
家族従業者	— *	75.6
常勤雇用者	0.38	63.7
日雇労働者	0.25	61.5
その他の就業者	0.69	58.6
不 就 業 者	0.47 *	50.5
不 詳	— *	60.5
父のない児童	—	44.6
合 計	0.34	60.3

資料 厚生省大臣官房企画室「児童手当制度基礎調査」昭和39年。義務教育終了までの児童数中、未就学を除いて改算。*印は少数観察。

On the Actual State of School-age Children Not Attending School and Attending Special School

Hisao AOKI

According to the Basic School Statistics by the Ministry of Education in Japan, the ratio of children aged 6 to 14 years not attending school to the total school-age children of the same years of age has been sharply decreasing for the last half a century. For instance, it was 9.73 in 1920, 4.12 in 1935, 1.81 in 1955, and 1.46 in 1964 per 1,000 population.

Consequently, the illiteracy rate in Japan is now very low as compared with other Asian countries. It owes to a remarkable increase of enrollments to the special schools or classes for the handicapped.

But it is our regret that since 1961 the decrease of the ratio of children not attending school has come to a deadlock, because the ratio of the exempted has pretty raised up, though that of the extended fell down smoothly on the one hand. This fact is due to the situation that the extension of special schools or classes could not come up with the increase of school-age population.

The writer understands that the capacity of slightly handicapped cases for the special classes which attached to ordinary primary or secondary schools, was enlarged, but that of medium cases for the special schools which are exclusive was insufficient, and that of serious cases was let alone as the non-attending.

On the occasion of reporting this paper, the writer estimates ratios of the mentally retarded and physically crippled to the present school-age population. The former is 16.3‰, and the latter is 3.5‰ (the both including slight cases).